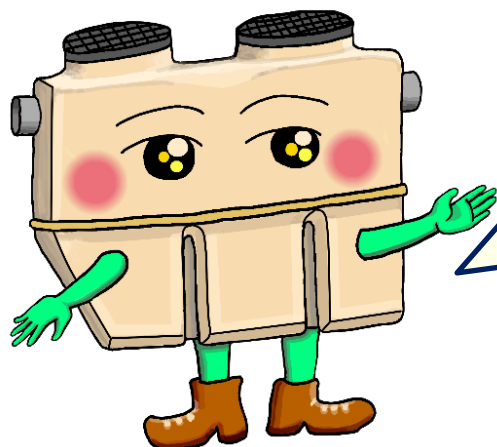


山梨県からの重要なお知らせ ～やまなしの清流のために～



毎年受けていますか？ 浄化槽の法定検査

山梨県森林環境部 大気水質保全課
一般社団法人 山梨県浄化槽協会

山梨県では、(一社)山梨県浄化槽協会と連携し、
浄化槽の法定検査を受検していない方(未受検者)を対象として、
個別に受検案内を郵送しています。
未受検の方は、山梨県知事が指定した検査機関である、
(一社)山梨県浄化槽協会へ、検査の申込みをお願いします。

○浄化槽の3つの維持管理(メンテナンス)について

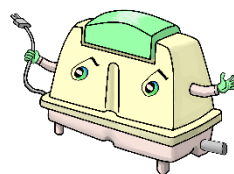
・浄化槽は、微生物のはたらきを利用して、トイレや台所等からの排水を処理する装置です。
浄化槽の使い方の誤りや、3つの維持管理(法定検査・保守点検・清掃)が実施されないことで、
浄化槽の機能が低下し、きたない水の放流や、悪臭の発生等につながります。
詳細は、裏面◆よくある質問◆をご覧ください。

○法定検査の手数料について

・法定検査(11条検査)の料金は、浄化槽の大きさ(人槽)によって異なります。

処理対象人員	検査料金	処理対象人員	検査料金
10 人槽以下	4,500 円	11 人槽～50 人槽	6,500 円

・一般的な家庭用の小型浄化槽(10人槽以下)の場合、4,500 円です。手数料は、県内一律です。



○法定検査の実施機関について

・山梨県知事が指定した検査機関である「一般社団法人 山梨県浄化槽協会」が検査を実施します。
・その他の事業者は、法定検査を実施することはできません。

●お問い合わせ先 (お電話受付時間 平日 9:00～12:00、13:00～17:00)

【このチラシに関すること・法定検査申込先】

山梨県知事指定検査機関
(一社)山梨県浄化槽協会
電話:055-225-5118
住所:〒400-0054 甲府市西下条町 965

【その他浄化槽法に関すること】

山梨県 森林環境部 大気水質保全課
電話:055-223-1511
住所:〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1

Q1 自宅の浄化槽は、地元の業者と契約して、年に数回、定期的に保守点検をしてもらっています。これに加えて、法定検査も受けなければいけないのですか？
法定検査・保守点検・清掃の3つはどう違うのですか？

A1 これら3つの維持管理は、すべて、毎年、実施しなくてはなりません。(保守点検だけではいけません。)
【法定検査・保守点検・清掃】は、以下のとおり、それぞれ役割が異なります。

1.法定検査 一般社団法人 山梨県浄化槽協会へ依頼して実施

◎毎年1回

浄化槽からの放流水の水質が基準を満たしているか、浄化槽の保守点検や清掃が適正に実施されているか、浄化槽の機能が正常に維持されているか、浄化槽の設置状況に異常がないかなどを確認する検査です。
自動車に例えると、「車検」に該当します。

2.保守点検 山梨県知事の登録を受けた保守点検業者へ依頼して実施

◎おおむね年に3～4回(浄化槽の種類によって異なります。)

浄化槽の機能が良好な状態で維持されるよう、汚泥(微生物)の管理や槽内の装置、付属機器の点検、調整をする作業です。

自動車に例えると、「12ヶ月点検や、タイヤの交換・空気の補充」等に該当します。



3.清 掃 市町村長の許可を受けた清掃業者へ依頼して実施

◎年1回以上(全ぼつき方式の浄化槽では半年に1回以上)

浄化槽の機能を十分発揮させるため、槽内にたまった汚泥、異物等の引出し、機器類の洗浄、清掃を行う作業です。

自動車に例えると、「汚れたオイルの交換」等に該当します。



画像出典(環境省浄化槽サイト: <https://www.env.go.jp/recycle/jokaso/>)

Q2 浄化槽を使い始めてから何年も経ちますが、「法定検査」というものを今回初めて知りました。これまで聞いたことがなかったので、公的な検査なのか不安です。誰が検査に来るのですか？

A2 この検査は、『浄化槽法』の第7条(設置後の検査)と、第11条(その後、毎年1回の定期検査)とで定められた、公的な検査です。使用中の全ての浄化槽について、毎年1回の検査が義務とされています。
「法定検査」を行う機関は、各都道府県知事が指定することとされています。山梨県内においては、(一社)山梨県浄化槽協会のみが指定を受けており、こちらの検査員がご自宅等を訪問します。
なお、検査日程については、お申し込みをいただいた後、事前にご連絡しています。



Q3 「法定検査」についての郵便を受け取ったのは初めてだと思います。これまでに、県や市町村から、浄化槽についてのお知らせはあったのでしょうか。



A3 これまで、広報誌への掲載、市町村窓口でのご案内やチラシの配布、県の広報ラジオ放送等による一斉周知を図ってきたところですが、「法定検査」についてご存じない方が、まだ大勢いらっしゃいます。
そこで、令和6年度から、山梨県内のすべての未受検者を対象とした、個別郵便を開始しました。
市町村ごとに発送時期が異なりますが、令和9年度までに、順次、県内の全未受検者に郵送予定です。